

食 花 第 9 4 2 号
令和 7 年 7 月 7 日

神奈川県内水面漁場管理委員会会長 殿

山 梨 県 知 事
(公 印 省 略)

遊漁規則の変更認可について（諮問）

このことについて、漁業法第 1 7 0 条第 3 項の規定に基づき、別紙のとおり
道志村漁業協同組合・相模川漁業協同組合連合会から遊漁規則の変更認可申請
がありました。

つきましては、同法第 1 7 0 条第 4 項の規定に基づき貴委員会の意見を求め
ます。



道志村漁業協同組合・相模川漁業協同組合連合会
内共第 18 号 第五種共同漁業権遊漁規則の変更について

変更概要

- ・別表 第 4 条第 1 項で定める場所に、新規販売場所を追加する変更。

山梨県の検討結果

- ・新規の遊漁料納付場所を別表に追加する変更であり、遊漁を不当に制限するものではなく妥当と考えられる。

添付書類

- ・申請書：○
- ・変更理由（概要）：○
- ・新旧対照表：○
- ・制定遊漁規則：○
- ・現行遊漁規則：○
- ・総会議事録：道志村漁協（○）、相模川漁連（○）
- ・参考資料：代表者選定書（○）、確認書（○）

道志村漁協同第7-6号
令和7年 7月 1 日

山梨県知事 長崎幸太郎 殿

道志村漁業協同組合
代表理事組合長 平賀一彦



相模川漁業協同組合連合会
代表理事会長 木藤照雄



遊漁規則変更認可申請書

道志村漁業協同組合内共第18号第五種共同漁業権遊漁姑息を別添のとおり
変更したいので、漁業法第129条第3項の規定により認可を申請します。

添付書類

1. 変更理由書
2. 新旧対照表
3. 変更遊漁規則
4. 現行遊漁規則
5. 規則変更に係る総代会の議決を証する書面（議事録謄本及び総代会資料）

道志村漁業協同組合遊漁規則の変更について

変更の概要 遊漁料の納付場所変更 新旧対照表（下線：変更部分）																											
変更案	現行規則																										
道志村漁業協同組合ほか1名 内共第18号第五種共同漁業権遊漁規則 第1条～3条 略 （遊漁料の額及び納付の方法） 第4条 第2条に掲げる漁具、漁法を使用して遊漁する場合で道志村漁業協同組合組合事務所（山梨県南都留郡道志村9237番地）、相模川漁業協同組合連合会事務所（神奈川県愛甲郡愛川町半原914-3番地）又は別表に定める場所において納付する時の遊漁料（表中「前売」という。）及び遊漁する場所において漁場監視員に納付する時の遊漁料（表中「定価」という。）は次表のとおりとする。 2～3 略 第5条～6条 略 別表 第4条第1項で定める場所	道志村漁業協同組合ほか1名 内共第18号第五種共同漁業権遊漁規則 第1条～3条 略 （遊漁料の額及び納付の方法） 第4条 第2条に掲げる漁具、漁法を使用して遊漁する場合で道志村漁業協同組合組合事務所（山梨県南都留郡道志村9237番地）、相模川漁業協同組合連合会事務所（神奈川県愛甲郡愛川町半原914-3番地）又は別表に定める場所において納付する時の遊漁料（表中「前売」という。）及び遊漁する場所において漁場監視員に納付する時の遊漁料（表中「定価」という。）は次表のとおりとする。 2～3 略 第5条～6条 略 別表 第4条第1項で定める場所																										
<table><tr><th>住 所</th><th>名称又は氏名</th></tr><tr><td>南都留郡道志村45番地</td><td>両 国 屋</td></tr><tr><td>々 49番地</td><td>湯 川 屋</td></tr><tr><td>々 957番地</td><td>月 夜 野 キ ャ ンプ 場</td></tr><tr><td>々 43番地</td><td>道 志 溪 谷 キ ャ ンプ 場</td></tr><tr><td>相模原市緑区青根2861-2番地</td><td>音 久 和 キ ャ ンプ 場</td></tr><tr><td>オンラインシステム</td><td>つりチケ・フィッシュパス</td></tr></table>	住 所	名称又は氏名	南都留郡道志村45番地	両 国 屋	々 49番地	湯 川 屋	々 957番地	月 夜 野 キ ャ ンプ 場	々 43番地	道 志 溪 谷 キ ャ ンプ 場	相模原市緑区青根2861-2番地	音 久 和 キ ャ ンプ 場	オンラインシステム	つりチケ・フィッシュパス	<table><tr><th>住 所</th><th>名称又は氏名</th></tr><tr><td>南都留郡道志村45番地</td><td>両 国 屋</td></tr><tr><td>々 49番地</td><td>湯 川 屋</td></tr><tr><td>々 957番地</td><td>月 夜 野 キ ャ ンプ 場</td></tr><tr><td>々 43番地</td><td>道 志 溪 谷 キ ャ ンプ 場</td></tr><tr><td>津久井郡津久井町青根2861-2番地</td><td>音 久 和 キ ャ ンプ 場</td></tr></table>	住 所	名称又は氏名	南都留郡道志村45番地	両 国 屋	々 49番地	湯 川 屋	々 957番地	月 夜 野 キ ャ ンプ 場	々 43番地	道 志 溪 谷 キ ャ ンプ 場	津久井郡津久井町青根2861-2番地	音 久 和 キ ャ ンプ 場
住 所	名称又は氏名																										
南都留郡道志村45番地	両 国 屋																										
々 49番地	湯 川 屋																										
々 957番地	月 夜 野 キ ャ ンプ 場																										
々 43番地	道 志 溪 谷 キ ャ ンプ 場																										
相模原市緑区青根2861-2番地	音 久 和 キ ャ ンプ 場																										
オンラインシステム	つりチケ・フィッシュパス																										
住 所	名称又は氏名																										
南都留郡道志村45番地	両 国 屋																										
々 49番地	湯 川 屋																										
々 957番地	月 夜 野 キ ャ ンプ 場																										
々 43番地	道 志 溪 谷 キ ャ ンプ 場																										
津久井郡津久井町青根2861-2番地	音 久 和 キ ャ ンプ 場																										

道志村漁業協同組合ほか1名
内共第18号第五種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、道志村漁業協同組合（以下「組合」という）及び相模川漁業協同組合連合会（以下「連合会」という。）が免許を受けた内共第18号第五種共同漁業権に係わる漁場（以下「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物（あゆ、やまめ、いわな、うぐい、うなぎ及びにじますをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(遊漁料の納付義務)

第2条 漁場区域内において、竿釣り、おき針の漁具、漁法による遊漁をしようとする者は、あらかじめ第4条の規定による遊漁料を納付しなければならない。

(遊漁についての制限)

第3条 山梨県漁業調整規則第20条及び神奈川県漁業調整規則第38条の規定による禁止期間を延長しようとする時は、総会の決議を経て定め、組合の掲示場に掲示し、かつ必要がある時は、山梨日日新聞に掲載してこれを公示するものとする。

2 遊漁者は、山梨県漁業調整規則及び神奈川県漁業調整規則の規定を遵守するとともに次の表のア欄に掲げる魚種については、イ欄に掲げる漁具漁法により、ウ欄の区域内でエ欄の期間中でなければ遊漁してはならない。

ア 魚 種	イ 漁具・漁法	ウ 区 域	エ 期 間
あ ゆ	竿釣の内友釣	全 域	解禁日から10月14日まで
いわな やまめ にじます	竿 釣	〃	3月1日から9月30日まで
うぐい	竿 釣	〃	3月1日から3月31日まで 5月1日から9月30日まで
うなぎ	置 き 針	〃	3月1日から9月30日まで

3 前項の定めにかかわらず次表のア欄に掲げる魚種についてはイ欄の区域内でウ欄に掲げる全長以下のものをエ欄の尾数を超えて採捕してはならない。

ア 魚 種	イ 区 域	ウ 全 長	エ 尾 数
やまめ	全 域	15cm	一日あたり20尾以内

(遊漁料の額及び納付の方法)

第4条 第2条に掲げる漁具、漁法を使用して遊漁する場合で道志村漁業協同組合事務所（山梨県南都留郡道志村9237番地）、相模川漁業協同組合連合会事務所（神奈川県愛甲郡愛川町半原

914-3番地)又は別表に定める場所において納付する時の遊漁料(表中「前売」という。)
及び遊漁する場所において漁場監視員に納付する時の遊漁料(表中「定価」という。)は次
表のとおりとする。

魚 種	漁具漁法	期 間	遊 漁 料	
			前 売	定 価
あ ゆ	竿釣のうち友釣	1 日	1,800円	2,400円
		1 年	7,000円	
いわな、うなぎ やまめ、にじます うぐい	竿釣、置き針	1 日	1,000円	2,000円
		1 年	5,000円	

2 次表の左欄に掲げる者の遊漁料は前項の規定に係わらず次表の右欄のとおりとする。

小学生以下	無 料
中 学 生	1 / 2
肢体不自由者	1 / 2

3 次表ア欄に掲げる漁場区域においてイ欄の水産動植物を、ウ欄の漁具漁法を使用して遊漁する
場合の1年当たりの遊漁料は、第1項及び第2項の規定に係わらずエ欄の通りとし、この遊漁
料は山梨県漁業協同組合連合会(以下「県漁連」という。)[甲斐市牛句牛句518-1番地]また
は県漁連の指定する場所においてあらかじめ納入するものとする。

ア 漁場区域	イ 魚 種	ウ 漁具漁法	エ 遊漁料
内共第18号に係わる 漁場の全域	あ ゆ	友 釣	28,000円 (消費税込)
々	やまめ、いわな にじます、うぐい うなぎ	竿 釣 置き針	25,000円 (消費税込)

(遊漁承認証に関する事項)

第5条 組合又は連合会は第2条の遊漁料の納付を受けた時は、別記様式1-(1)の遊漁承認証
(以下「遊漁承認証」という。)を交付するものとする。

2 県漁連は、第2条の遊漁料の納付を受けた時は、別記様式1-(2)の共通遊漁承認証(以
下「共通遊漁承認証」という。)を交付するものとする。

3 遊漁承認証及び共通遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第6条 遊漁者は遊漁する場合には遊漁承認証又は共通遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があった時はこれを提示しなければならない。

2 遊漁者は遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

(漁場監視員)

第7条 漁場監視員はこの規則の励行に関して必要な指示を行なうことがある。

2 漁場監視員は、別記様式2による漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員である事を表示する腕章をつけるものとする。

(違反者に対する処置)

第8条 組合及び連合会は、遊漁者がこの規則に違反した時は、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後のその者の遊漁を拒絶することがある。この場合は遊漁者がすでに納付した遊漁料の払い戻しはしないものとする。

(付 則)

この規則は令和6年1月1日から施行する。

この規則は令和7年 月 日から施行する。

様式 1－（1）遊漁承認証
表

遊 漁 承 認 証	
下記のとおり遊漁を承認します。 記	
遊 漁 者	(住所)
	(氏名) (年齢)
承認期間	
魚 種	
漁具・漁法	
遊漁区域	
遊漁料	
発 行 者	
道志村漁業協同組合 (印)	
相模川漁業協同組合連合会 (印)	

裏

注 意 事 項
1.
2.
3.
.
.

様式 1－（2）共通遊漁承認証

氏名		住所	県下共通遊漁承認証		No.
才			年 度	魚 種	写 真
			山梨県漁業協同組合連合会		
			(印)		

5 遊漁料
4 遊漁区域
3 漁具漁法
2 魚種
1 承認期間

注意事項

様式 2

漁場監視員証	
第 号	
住 所	写真
氏 名 (年齢)	
平成 年 月 日から	
平成 年 月 日まで有効	
道志村漁業協同組合 (印)	

修 了 証	
第 号	
所属組合	
氏 名	
生年月日	
上記の者は、山梨漁場監視員講習要領による講習を修了したことを証する。	
平成 年 月 日	
山梨県知事 (印)	

別表 第4条第1項で定める場所

住 所	名称又は氏名
山 梨 県 南 都 留 郡 道 志 村 4 5 番 地	両 国 屋
々 々 4 9 番 地	湯 川 屋
々 々 9 5 7 番 地	月 夜 野 キ ャ ンプ 場
々 々 4 3 番 地	道 志 溪 谷 キ ャ ンプ 場
神 奈 川 県 相 模 原 市 緑 区 青 根 2861-2 番 地	音 久 和 キ ャ ンプ 場
オ ン ラ イ ン シ ス テ ム	つ り チ ケ ・ フ ィ ッ シ ュ パ ス